富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第5回会議録	
日時	平成23年11月21日(月)18:30~20:30
会場	富士見市民文化会館キラリふじみ 展示・会議室
出席者(欠席者)	■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、西村繁雄、野村東央留、秋元節子、阿部恵美子、岡田一忠、大橋民子、吉川節男、並木克美、山下洋子 ■専門委員(敬称略) 市橋秀夫 ■事務局 市川地域文化振興課長、近藤主査、原山主事補 《欠席者》 ■ 委員(順不同・敬称略) 井上一晴、松井憲太郎、多田淳之介、今井寛
傍聴人	なし
会議内容	1 会議開会 地域文化振興課長 2 資料説明 事務局より、資料の配布・説明を行なった。 3 議事 進行:委員長 (1)前回の確認(基本理念・市民の役割・団体の役割・市の役割、責務) 第3条(基本理念)についての修正箇所を確認した。 (2)第7条 基本施策・第8条 基本計画の策定・第9条 推進機関の設置の討議 委員長・副委員長・専門委員で検討した素案にもとづき検討した。 委員)第7条(5)の「地域に根ざした伝統文化の継承及び活用」の部分については、「伝統文化の保存・継承及び活

用」としてはどうか。

- 委員) 「継承」というのは「保存」を含む意味合いなので、 不要では。
- 委員) 「保存」というと「文化財」が考えられるが、「文化財」 は幅も広くまた法律も整備されているので、この条例で は対象とせず、あくまで人から人への伝承を考えるという立場ではどうか。
- 委員) そうした背景があるのであればそのままで問題ない。
 - 第7条(5)については変更なしとなった。
- 委員) 人材育成についての施策もあったほうがよいのでは。
- 委員長) 基本理念について書かれた第3条の(3)で「活動を 支える人材の育成」について謳っているので、重複を避け る意味で第7条の基本施策の中には記載していない。た だ、明石市や小金井市の条例では、基本理念だけでなく基 本施策にも「人材育成」への言及がみられる。
- 委員) 第7条(4)に「青少年、高齢者及び障がい者の文化芸術活動への参加の促進に関すること」とあるが、ここの「青少年、高齢者及び障がい者」は「すべての市民」としてはいけないのだろうか。
- 委員) では、「ここに挙げられた以外の市民は施策の対象としない」という理解をされる心配はないか。
- 委員長) 第7条(2)で、「市民及び団体等が文化芸術活動に参加するための場及び機会の提供に関すること」という言い方のもと、すべての市民が対象と謳われている。
- 委員) 青少年に対しての支援は、次世代のアーティストの育成という意味で特に重点化するべきだとも思う。学校での

アウトリーチなどの活動を通して、新しい文化芸術の萌芽 をはぐくむことに繋がると考える。

- 「青少年の」という言葉だけでは確かに不十分だ。
- 委員) そもそも、「基本理念」には含まれているのに「基本施 策」には書かれていないのでは、具体性がないのではない か。
- 委員) アウトリーチのようなアーティスト育成については、 キラリふじみの事業の中でもすでに行っている。
- 委員) 他の自治体では、「文化芸術活動の担い手」という書き 方で、アーティストを育てる施策について謳われている。 当市もそのような施策の充実を図った方がよいと考える。

※第7条のまとめ

- ・新たに「文化芸術活動の担い手の育成及び支援に関すること」という項目を追加することとした。
- 委員長) 素案を協議した時には、第8条が「基本計画の策定」、 第9条が「推進機関の設置」であった。協議の中で、推進 機関が基本計画に関する提言を行う役割を担うという理 由で、第8条を「推進機関の設置」、第9条を「基本計画 の策定」という提案にした。
- 事務局) この件については、法規担当者と確認しながら最終決 定したい。
- 委員) 了解した。
- 委員長) 「推進機関」という表現も、素案協議の時に少々わかりにくいのではという意見があったが。
- 委員) 中身が重要であり、名称にこだわる必要はないと考える。
- 委員) まずはしっかりと定義され、さらに基本計画の策定に ともない必要な機能を果たすものになるのであれば、「推 進機関」のままでよい。
- 委員) ただ、多くの市民が「推進機関」という言葉になじみ がない。「委員会」という言い方のほうがなじみやすいの ではないか。
- 委員) それでは、仮に「委員会」と呼んではどうか。
- **委員長) その「委員会」について、今後事務局ではどのような**

計画を持っているのか。

事務局) 平成24年9月に委員を委嘱し、計画への提言を検討 したいと考えている。

※第8条のまとめ

- ・「推進機関」を「委員会」として提案する。
- ・ただし、第8条及び第9条の順番ならびに「委員会」という 呼称については、法規審査と確認する。
- 委員) 表現について気になることがある。第9条の2には「市 長は、基本計画の策定にあたり、推進機関の意見を聴か なければならない」とあり、また第9条の3には「市長 は、基本計画を策定するときは、あらかじめ広く市民の 意見を反映させることができるよう適切な措置を講じな ければならない」とある。まず推進機関の意見を聴きな がら策定をし、その後の段階で市民の意見を反映させる という順番になっているのであれば、時系列を示す言い 方が適切でないのではないか。
- 委員) 第9条の2は「基本計画の策定をしようとするときは、 あらかじめ推進機関の意見を聴かなければならない」と したほうが、「事前に」という意味としてわかりやすいと 思う。
- 委員) それに対応させて、第9条3は「基本計画を策定する にあたって、広く市民の意見を反映させることができる よう適切な措置を講じなければならない」とすれば、第 9条の2よりも後のプロセスであることが自然である。
- 委員長) 異議がなければそのようにしたい。

※第9条のまとめ

- ・第9条の2は「基本計画の策定をしようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならない」とする。
- ・第9条3は「基本計画を策定するにあたっては、広く市民の 意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなけれ ばならない」とする。
- (3) 次回の会議日程について

次回の会議日程について調整を行なった。

日時:12月19日(月曜日)午後6時00分

会場:富士見市役所 第1会議室

4 閉会あいさつ

委員長

以 上

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第5回会議 次第

日時 平成23年11月21日(月) 午後6時30分から 場所 キラリふじみ 展示・会議室

- 1 開 会
- 2 あ い さ つ 委員長
- 3 資料確認
- 4 議 事 議長 委員長
- (1) 第4回策定検討委員会の確認(基本理念・市民の役割・団体の役割・市の役割、 責務)について
- (2) 基本施策・基本計画の策定・推進機関の設置の討議
- (3) 次回会議日程について12月19日(月)午後6時00分~ 富士見市役所
- (4) その他
- 5 閉 会